

(2) 都道府県代行制度の継続

1. 背景・目的

平成20年度末現在、全国においては下水道処理人口普及率は72.7%となっているが、過疎市町村では財政力・技術力等が十分でなく下水道の整備がなかなか進まない状況にあるため、過疎地域における下水道整備を促進する。

2. 概要

過疎法による都道府県代行の制度が延長された場合は、平成22年度以降も、以下のように、従来通りの制度を継続する。

(1) 対象団体

過疎地域の市町村のうち、次の①又は②の要件に該当するもの

① 次の要件に該当するもの

- ・自然公園が存在する市町村等
- ・財政力指数がその都道府県の過疎地域市町村の平均以下であること
- ・行政人口が8,000人以下であること

② ①の要件に該当しない市町村のうち、次の要件に該当するもの

- ・自然公園が存在する市町村等
- ・行政人口が8,000人以下であること。ただし、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に規定する特定被災地方公共団体については適用しない

(2) 代行の対象範囲

幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置（増設は、過去に代行により整備を行った箇所に限る）

(3) 国庫補助

都道府県が行う代行事業については、公共下水道事業としての補助を行う。ただし、財政力の弱い都道府県については、後進特例と同様の補助率の嵩上げ措置を行う。

都道府県代行の対象範囲

